



第2章

春日部市の文化遺産の概要と特徴

第2章 春日部市の文化遺産の概要と特徴

第1節 指定等文化財の概要と特徴

1 指定等文化財の状況

令和4年（2022年）9月現在、市域では、国指定等文化財が5件（うち特別天然記念物1）、県指定文化財が15件、市指定文化財が47件所在しているほか、国選択文化財が1件あります。詳細な種類ごとの件数は下記のとおりですが、考古資料や無形民俗文化財の指定件数が多い一方で、絵画・工芸品・書跡・典籍・名勝の指定がなく、種類ごとに偏りがあります。

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は104か所確認されています。

種 類	国		県	市	合計	
	指定・選定	登録	指定	指定		
有形文化財	建造物	0	2	4	3	9
	絵画	0	0	0	0	0
	彫刻	0	0	1	8	9
	工芸品	0	0	0	0	0
	書跡	0	0	0	0	0
	典籍	0	0	0	0	0
	古文書	0	0	0	6	6
	考古資料	0	0	3	10	13
歴史資料	0	0	0	7	7	
無形文化財	1	0	0	0	0	1
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	3	3
	無形の民俗文化財	0	0	2	7	9
記念物	遺跡	1	0	0	2	3
	名勝地	0	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物	1(1)	0	4	1	6(1)
	旧跡	—	—	1	—	1
文化的景観	0	—	—	—	0	
伝統的建造物群	0	—	—	—	0	
合 計	3	2	15	47	67	

()は特別記念物の数で内数

文化財の保存技術	0	—	—	—	0
埋蔵文化財	—	—	—	—	104

—は指定等の制度がないことを示す

その他、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」(国選択文化財)が1件あり

2-1 指定等文化財の件数(令和4年9月現在)

2 種類別の概要と特徴

(1) 有形文化財

① 建造物

建造物は9件（県指定4、市指定3、国登録2）あります。

県指定「香取神社本殿」は、柿葺の一間社流造で、勾欄の擬宝珠に寛永16年（1639年）の刻銘がありますが、建立年代については不詳です。

市指定「小淵山観音院仁王門」は、元禄年間（1688-1704年）に建立された三間一戸の楼門で、明治9年（1876年）に茅葺から瓦葺に改められました。

県指定「花蔵院の四脚門」は、江戸時代中期に建立され、当初は茅葺屋根であったと推定されていますが、現在は瓦葺となっています。江戸川の改修による2回の移転を経て、現在地に至っています。

市指定「やじま橋」は、元文2年（1737年）に古隅田川に架けられた石橋で、現存する中では県内最古のものです。現在は、古隅田公園内に移築されています。

市指定「立野天満宮本殿」は、北野天満宮を模して寛政元年（1789年）に再建されたものです。

国登録「新井家住宅主屋」は、江戸時代末頃の農家の主屋で、屋敷林を北に背負って南面して建つ散居集落の農家の形態を留めています。元々は、茅葺の木造2階建てで、2階は養蚕部屋として使われていました。

国登録「浜島家住宅土蔵」は、明治時代前期の商家の座敷蔵で、かつての粕壁宿の町並みを彷彿させる数少ない建物です。外壁を黒漆喰塗とし、鬼瓦に影盛を施すなど関東の土蔵造の特徴を示しています。

県指定「めがね橋（旧倉松落大口逆除）」・「五ヶ門樋」は、排水と逆流防止のため設置された煉瓦製樋門で、県内の明治時代の土木遺産を代表するものです。前者は明治24年（1891年）に建設され、四連頂部アーチ型構造をもち、翼壁天端部に角出しの装飾がみられるほか、角落しと呼ばれる施設にはレンガの長短面を交互に積み上げた装飾が施されています。明治25年（1892年）に建設された後者は、煉瓦の小口側を四重に並べアーチを造り、樋門の最上部には煉瓦の小口で凹凸を表現した歯状装飾（デンティル）が施されています。

なお、昭和47年（1972年）に市有形文化財に指定された「春日部八幡神社日本殿」は、平成7年（1995年）に不審火により焼失し、指定解除となっています。

以上のように、本市における建造物の指定等文化財については、社寺建築をはじめ、特徴的な景観を構成する農家住宅や宿場町の土蔵、水害の歴史を物語る煉瓦製樋門など、多様なものがみられる特徴があります。



2-2 やじま橋



2-3 浜島家住宅土蔵



2-4 五ヶ門樋

② 彫刻

彫刻は9件（県指定1、市指定8）あります。

市指定「常楽寺の銅造阿弥陀如来坐像」は、応永27年（1420年）に制作されたもので、像の背面に10人の僧や尼の名が刻まれています。

市指定「^{えんめい いんもくぞうあみだにょらいざぞう}延命院木造阿弥陀如来坐像」は、室町時代末頃の制作と推定される一木造の仏像で、由来を記した元禄10年（1697年）の古文書が台座底板に貼付けられています。

県指定「^{こぶちかんのんいんえんくうぶつぐん}小湊観音院円空仏群」は、^{しようかんのんぼさつりゆうぞう}聖観音菩薩立像・^{ふどうみょうおうりゆうぞう}不動明王立像・^{びしゃもんてんりゆうぞう}毘沙門天立像・^{ざおうごん}蔵王権現立像・^{げんりゆうぞう}役行者倚像・^{えんのぎょうじやいぞう}夜叉明神像・^{やしやみょうじんぞう}護法大善神像の7軀からなります。聖観音菩薩立像（像高194.0cm）、不動明王立像（像高132.0cm）、毘沙門天立像（像高134.0cm）の3軀のように円空作の大型の像が1か所にまとまって伝来していることは県内では珍しく、また蔵王権現立像は確認されている限りでは唯一の作例で貴重なものとなっています。また、市指定「^{えんくうぶつ}円空仏」は、観音院以外で市域に所在する14軀を指定したものです。

市指定「^{そうれんじ}崇蓮寺の木造青面金剛像」は、かつて^{こうしんどう}庚申堂の本尊として安置されていたもので、胎内銘から^{かんぶん}寛文7年（1667年）の制作であることがわかっています。

市指定「^{えんぶくじ}圓福寺の厨子入木彫当麻曼陀羅図、^{ずしいりもくちようたいまんだらず}厨子入木彫釈迦涅槃図、^{ずしいりもくちようしゃかねほんず}木彫閻魔王宮並びに^{もくちようえんまおうきゆうなら}八^{はち}大地獄図、^{だいちごくず}版木」は、圓福寺第九世の^{こうせいしようにん}光世上人が元禄年間（1688-1704年）に制作したもので、立体の曼陀羅図は非常に珍しいものといわれています。また、市指定「^{えんぶくじ}圓福寺の木造阿弥陀如来立像及び^{りょうわさじぞう}両脇侍像」も、中尊が同上人による再興、脇侍が補作と考えられています。

市指定「^{もくぞうこじまじょうえもんまさしげぞう}木造小島庄右衛門正重坐像」は、庄内領の新田開発などに携わり、また^{しょうりゅうじ}小流寺の開基でもある正重の肖像彫刻で、^{ほうえい}宝永8年（1711年）に制作されました。

市指定「^{びんご}備後の丸彫庚申塔」は、市域で唯一、青面金剛像が丸彫りされたもので、享保13年（1728年）に造立されました。

以上のように、本市における彫刻の指定等文化財については、21軀の円空仏に代表されるように、主として近世に制作された仏像類が多くみられるほか、市域でも数少ない中世の様相を窺い知ることのできる資料もみられる特徴があります。



2-5 小湊観音院円空仏群



2-6 圓福寺の厨子入当麻曼陀羅図

③ 古文書

古文書は6件（市指定6）あります。

市指定「^{ほうじょううまさ}北条氏政の感状」は、永禄12年（1569年）3月13日、^{えいろく}多田新十郎が^{ただしんじゅうろう}薩埵山で^{さつたやま}武田方の夜襲に際し敵1人を討ち取ったことを賞するもので、市域でも数少ない中世の古文書となっています。

市指定「^{にしかなのいかとりじんじやりようしゅいんじょう}西金野井香取神社領朱印状」は、徳川將軍家が西金野井香取神社に社領10石を寄進・安堵したことを示すもので、市域で唯一、歴代將軍の朱印状12通が揃っています。

市指定「^{しょうりゅうじえんぎ}小流寺縁起」は、^{めいれき}明暦3年(1657年)に伊奈氏の陣屋があった^{あかやま}赤山(現・川口市)の草堂で執筆されたとするもので、前半には江戸川の開削などに携わった伊奈忠治と小島庄右衛門正重の業績が、後半には^{しょうほう}正保3年(1646年)に正重が小流寺を建立した経緯について記されています。

市指定「^{かすかべしゆくけんちよう}粕壁宿検地帳」は、粕壁宿の耕地や屋敷地について記した検地帳で、元禄10年(1697年)の検地帳5冊のほか、^{えんきやう}延享4年(1747年)、^{めいわ}明和3年(1766年)、明和9年(1772年)の新田検地帳があります。

市指定「^{かすかべしゆくもんじよ}粕壁宿文書」は、宿内での出来事を記した文書や幕府からの触書のほか、粕壁宿や治水灌漑などの絵図もあり、江戸時代後期の粕壁宿の様子を知ることができます。

市指定「^{ちやうきゆうき}長久記」は、^{にしほうしゅばんわら}西宝珠花村の商家の代々の当主が^{ぶんか}文化11年(1814年)から大正11年(1922年)までの様々な出来事を書き継いできた2冊の簿冊で、江戸川の^{かしぼ}河岸場として栄えた西宝珠花の歴史や民俗が詳細に記されています。

以上のように、本市における古文書の指定等文化財については、近世の新田開発、宿場や河岸場といった近世以降の発展を示す資料が多くみられるほか、市域でも数少ない中世に遡る資料もみられる特徴があります。



2-7 北条氏政の感状



2-8 西金野井香取神社朱印状

④ 考古資料

考古資料は12件(県指定3、市指定9)あります。

市指定「^{かざはやいせきしゆつどきやうせつきじだいきよぶませいせきぶ}風早遺跡出土旧石器時代局部磨製石斧」・「^{ぼうあらくいせきしゆつどきやうせつきじだいせつきぐん}坊荒勾遺跡出土旧石器時代石器群」・「^{おんじばらきたいせきしゆつどきやうせつきじだいせつきぐん}慈恩寺原北遺跡出土旧石器時代石器群」は、今から約30,000年前の市域における最初の人々の生活の痕跡を示すほか、広域な石材流通の実態が窺える資料となっています。

市指定「^{こめじまかいづかしのつどくるはましきどき}米島貝塚出土黒浜式土器」は、今から約5,500年前の縄文時代前期の土器で、この土器の特徴から黒浜式土器には新旧の区別があることが示された学史的に貴重な資料といえます。

市指定「^{しんめいかいづかしのつど ぼりのうちしきくみあわ}神明貝塚出土の堀之内式組合せ土器」は、今から約3,800年前の縄文時代後期の土器で、東北地方北部に多くみられる切断壺形土器の影響を受けて製作されたものです。

市指定「^{しんめいかいづかごごうぼしゆつどそうしんぐおよ}神明貝塚5号墓出土装身具及び副葬品」は、埋葬人骨に装着された貝輪と耳飾り、

墓の上層から出土した土偶で、貝輪と耳飾りは東京湾岸最北への外洋性資源の流通を示すとともに、双方が装着された事例として全国的にも希少なものとなっています。

県指定「須釜遺跡再葬墓出土遺物一括」は、再葬墓群及び土器集中群から出土した多数の弥生土器と石器からなります。東北や関東各地の土器の特徴を取り入れた土器が多く出土しているほか、底部が穿孔されたもの、補修孔や稲粃の圧痕をもつものなども含まれています。

県指定「権現山遺跡方形周溝墓出土底部穿孔土器」は、古墳時代前期の方形周溝墓の溝から一括で出土した壺形土器13点で、うち12点は焼成前に穿孔されており、葬送儀礼用に特別に作られたものと考えられます。

市指定「塚内4号墳出土遺物」は、古墳から出土した直刀、ガラス小玉、鉄鏃、人物埴輪、円筒埴輪などからなり、武蔵型と下総型と呼ばれる2種類の円筒埴輪がみられます。

市指定「小湊河畔砂丘出土の須恵器大甕」・「浜川戸遺跡出土の板石塔婆」は、出土した位置やそれぞれの年代観から、前者は小湊砂丘の形成開始期、後者は浜川戸砂丘の形成完了期について具体的な年代を示すものとなっています。

市指定「貝の内遺跡出土の下総国分寺軒平瓦」は、9世紀中頃の住居跡から出土した瓦で、伽藍の補修で廃棄された創建期瓦の1点が遺跡内に持ち込まれ、カマド構築材に転用されたものと考えられています。

県指定「板石塔婆」は、南北朝時代のものと推定され、俱利伽羅不動と胎蔵界大日如来座像などが刻まれており、修験道系板石塔婆を代表するものとなっています。

以上のように、本市における考古資料の指定等文化財については、石器や土器、瓦などの他地域との交流を示すものや、出土した遺跡の立地や性格の特性を端的に示すものなどがみられる特徴があります。



2-9 権現山遺跡方形周溝墓
出土底部穿孔土器



2-10 塚内4号墳
出土円筒埴輪



2-11 貝の内遺跡出土の
下総国分寺軒平瓦

⑤ 歴史資料

歴史資料は7件（市指定7）あります。

市指定「西金野井香取神社の棟札」は、後世の写しと考えられていますが、徳治元年（1306年）に神社の屋根が修理されたこと、この地域一帯が金井本郷と呼ばれていたこと、神社が舟運に関わる人々の信仰を集めていたことが記されています。

市指定「しよぞうずえま 元禄15年（1702年）に奉納されたもので、重石を使ったもろみの圧搾風景が描かれています。

市指定「見川喜蔵墓及び見川家五輪塔」は、墓が文化6年（1809年）、五輪塔が正徳3年（1713年）に造立されたもので、墓には『孝義録』にも記された喜蔵の事績を称えた碑文が刻まれています。

市指定「宝珠花神社扁額」は、天保4年（1833年）に奉納されたもので、表面の銘は富士講の指導者であった小谷三志の書体が基になっています。

市指定「小淵太子堂奉加帳」は、天保13年（1842年）に作成された寄附台帳で、桐細工を含む200人以上の職人名が列記されたものとなります。

市指定「飯沼香取神社の算額」は、弘化2年（1845年）に奉納されたもので、立体に関する和算の問題と解答などが記されています。

市指定「都鳥の碑」は、古隅田川ゆかりの在原業平の東下り伝承を伝えるため、嘉永6年（1853年）に粕壁宿名主らによって造立された石碑で、刻まれた和歌や詞書は千種有功によるものです。

以上のように、本市における歴史資料の指定等文化財については、市域が辿ってきた中世から近世の歴史や文化、現在まで伝わる伝統産業に関わるものなど、多様なものがみられる特徴があります。



2-12 飯沼香取神社の算額



2-13 都鳥の碑

(2) 無形文化財

無形文化財は1件（国指定1）あります。

重要無形文化財「髹漆」は、漆塗を主とする漆芸技法であり、素地の材料の選択に始まり、下地工程を経て、上漆・仕上げ工程に至る幅広い領域にわたり、漆芸の根幹をなす重要な技法となっています。本市在住の増村紀一郎氏が保持者に認定されています。

(3) 民俗文化財

① 有形の民俗文化財

有形民俗文化財は3件（市指定3）あります。

市指定「水角神社の富士塚」は、富士信仰に基づいて万延元年（1860年）に築造されたもので、塚の表面は玄武岩質溶岩で覆われ、塚上には多くの石碑が建ち、築造や修復の年代、広範囲にわたる寄進者名などが確認できます。

市指定「榎灘子神楽連面芝居用具」は、大正から昭和初期にかけて盛行した面芝居で使用さ

れた面、衣装、幕、芝居台本を含む用具類からなります。

市指定「木櫛製作用具」は、農間余業の一つとして始まった木櫛製作のために必要な用具一式で、市域における最後の木櫛職人が平成10年（1998年）まで使用していたものです。

以上のように、本市における有形民俗文化財の指定等文化財については、近世に流行した信仰に基づき築造され現在でも民俗行事が行われているものや、現在は失われてしまった芸能や産業に関わるものがみられる特徴があります。



2-14 榎囃子神楽連面芝居用具



2-15 木櫛製作用具

② 無形の民俗文化財

無形民俗文化財は9件（県指定2、市指定7）あります。

5月の端午の節句に子どもの初誕生を祝って大きな凧を挙げる習俗が埼玉県や千葉県、神奈川県でみられ、「関東の大凧揚げ習俗」として国選択となっていますが、本市でも江戸川河川敷において、市指定「宝珠花大凧揚げ」が行われています。

県指定「やったり踊り」は、西光寺から行列で練り踊り、大畑香取神社で笛や太鼓に合わせて若衆が手踊りと扇子踊りを踊るもので、念仏踊りの一種と考えられています。

県指定「西金野井の獅子舞」は、江戸時代から伝わる三頭立ての獅子舞で、西金野井香取神社での奉納舞をはじめ、地区境を巡る辻切りが行われ、悪魔払いや五穀豊穡、雨乞いの願いが込められています。

市指定「銚子口の獅子舞」・「赤沼の獅子舞」・「東中野の獅子舞」は、江戸時代中期の元禄から享保年間（1688-1736年）にかけて、下間久里（現・越谷市）から伝授された三頭立ての獅子舞で、神社での奉納舞をはじめ、地区境を巡る辻切りが行われています。

市指定「不動院野の神楽」・「倉常の神楽囃子」・「榎の囃子神楽」は、江戸時代に大杉神社（茨城県稲敷市）の神楽を習得したものと伝わっており、神社での神楽の奉納をはじめ、地区境を巡る辻切りが行われています。



2-16 やったり踊り



2-17 銚子口の獅子舞



2-18 不動院野の神楽

以上のように、本市における無形民俗文化財の指定等文化財については、新田開発の結果、新たに出現した近世村落の大半が農業を基盤としていたため、五穀豊穡や悪病除けを願う獅子舞や神楽が多くみられる特徴があります。

(4) 記念物

① 遺跡

史跡に指定された遺跡が3件（国指定1、市指定2）あります。

市指定「花積貝塚」は、縄文時代前期及び中期の貝塚を伴う集落遺跡で、前期初頭の花積下層式土器の標式遺跡となっています。

国指定「神明貝塚」は、東京湾岸最北部の汽水域に形成された縄文時代後期前半の馬蹄形貝塚（東西160m、南北140m）を伴う大規模な集落遺跡です。集落域と貝層のほぼ全体が良好な状態で保存されており、豊富な動植物遺存体と出土石器などから、集落を営んだ人々の生業形態とその地域性を知ることができる点で重要な遺跡となっています。

市指定「内牧塚内古墳群」は、6～7世紀にかけて築造された20基以上の古墳から構成される県南東部における最大の古墳群で、墳丘が残る1～7号墳を指定したものとなります。

以上のように、本市における遺跡の指定等文化財については、縄文時代の豊かな貝塚文化を示す遺跡や、県東部地域において最大規模の古墳群が指定されている特徴があります。



2-19 花積貝塚



2-20 神明貝塚(貝層範囲を加筆)

② 動物・植物・地質鉱物

天然記念物に指定された植物が5件（国指定1（特別）、県指定3、市指定1）、地質鉱物が1件（県指定1）あります。

国指定「牛島のフジ」は、樹齢1,200年以上といわれるノダフジの巨木で、根元の周囲は約4m、枝張りは東西34m、南北17mにもおよび、最盛期には花房が約3mに達したといわれています。現在のところ、フジ属で唯一の特別天然記念物となっています。

県指定「蓮花院のムク」は、樹齢400年と推定されるムクノキで、樹高28.5m、幹周6.9m、枝張り27mと大きく四方に伸び、高さ15m前後で枝を大きく扇のように広げ、端正な半球形の樹冠を形成しています。

県指定「満蔵寺のお葉附イチヨウ」は、樹齢350年と推定されるイチヨウで、樹高27m、枝張り15m四方で、枝が水平もしくは下方に向かって伸びるほか、一部の実が葉の付け根に

実る特徴があります。

県指定「碓神社のイヌグス」は、樹齢600年と推定されるタブノキで、高さ7m、根回り10m、江戸時代に古利根川を往来した船頭たちにとって河岸場の目印になったといわれています。

市指定「秋葉神社の夫婦松」は、かつて秋葉神社の御神木であったものが神社移転後も同地に残されたもので、根元が一緒のイチョウとマツが、地上約1mで分岐し別々の木として生育しています。

県指定「浜川戸砂丘」は、中川低地の河畔砂丘群の一つで、古隅田川沿いに形成された2列の砂丘列になります。なお、中川低地の河畔砂丘群とは、古墳時代から室町時代にかけて、榛名山や浅間山の火山灰などに由来する大量の砂が、冬季の季節風により利根川の旧流路沿いに吹き溜められて形成された内陸性の砂丘で、羽生市から越谷市にかけて点在し、全国的にも珍しい地形となっています。

なお、現在、国内で唯一のムジナモ自生地として、羽生市の「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」が国指定となっています。かつて、市域でも、大正15年(1926年)に「幸松村ムジナモ産地」が国天然記念物に指定されましたが、農薬や排水などの影響による水質汚濁で消滅し、昭和27年(1952年)に指定解除となりました。

また、件数には含まれていませんが、地域を定めず指定された国天然記念物「越ヶ谷のシラコバト」の市域への飛来も確認されています。

以上のように、本市における動物・植物・地質鉱物の指定等文化財については、特別天然記念物のフジをはじめとする樹木が多くみられますが、河畔砂丘という県北部から東部にかけて点在する珍しい地形が指定されている特徴があります。



2-21 牛島のフジ



2-22 蓮花院のムク



2-23 浜川戸砂丘
(出典:国土地理院
CKT20127-C3-50を
加工して利用)

③ 旧跡

旧跡とは、昭和36年(1961年)に設けられた埼玉県特有の指定種別です。その指定基準は、「指定基準が漠然とし、現状変更の制限が無理なもの」、「顕彰を意味する墓、碑、生地等」、「万葉集に関連する歌謡遺跡」、「現状変更が著しく、現状のないもの」、「史実に基づかないもの」となっています。本市における旧跡は、顕彰の意味合いから、庄内領の新田開発などに携わった人物の墓として「小島庄右衛門墓」が県指定となっています。



2-24 指定等文化財の分布

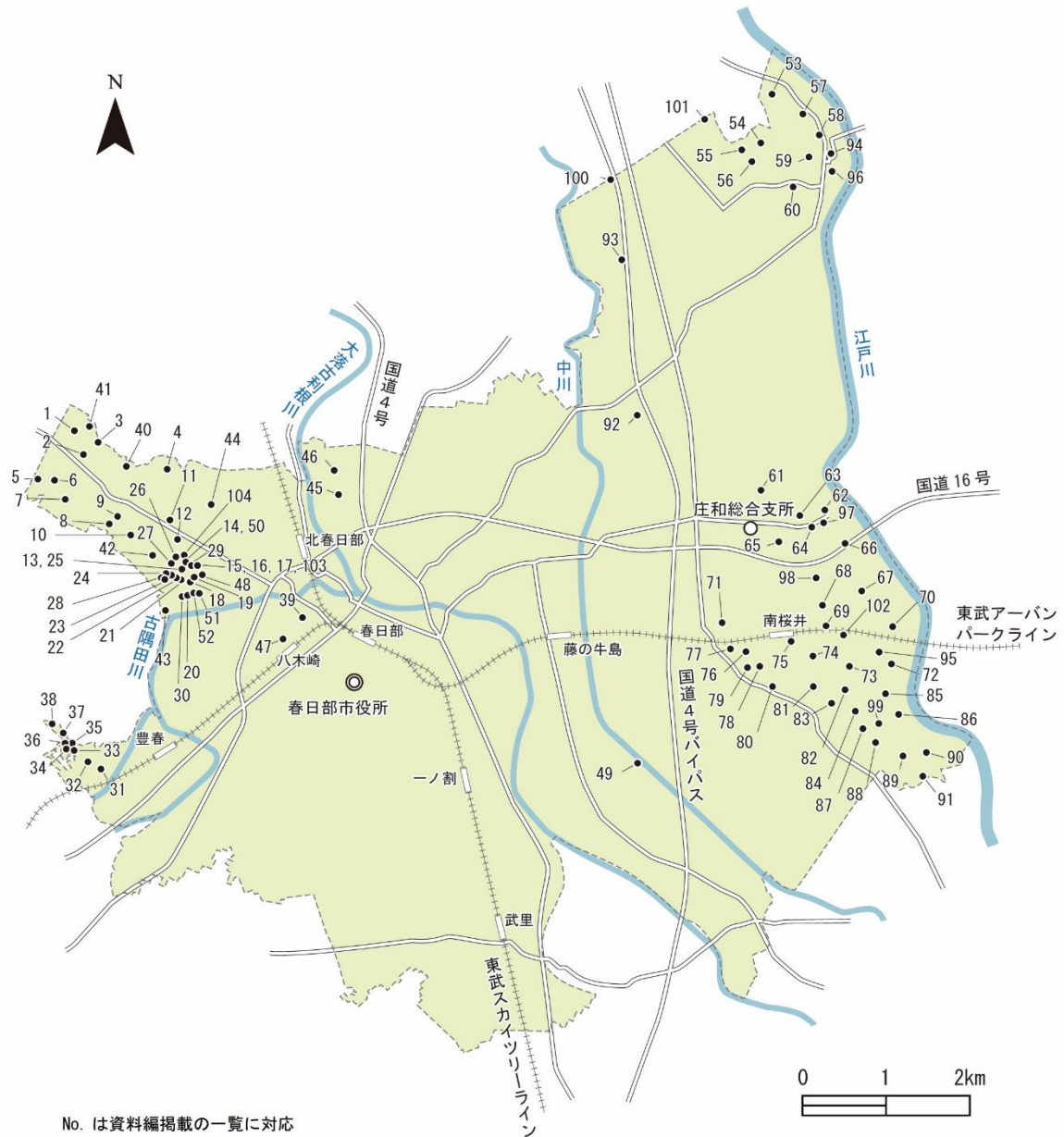
(5) 周知の埋蔵文化財包蔵地

令和4年(2022)4月現在、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は104か所確認されています。多くの遺跡は複数の時期にまたがる複合遺跡で、時代ごとの内訳は、旧石器時代13、縄文時代185(草創期7、早期43、前期54、中期50、後期28、晩期3)、弥生時代4、古墳時代50(前期13、中期1、後期36)、奈良時代15、平安時代28、中世24となっており、縄文海進の恩恵を受けたであろう縄文時代前期の遺跡数が最も多くなっています。

104か所確認されている遺跡のうち、95遺跡が台地上で確認されたものとなっていますが、古墳時代以降になると低地上で確認される遺跡の事例が増える特徴にあります。

なお、歴史上又は学術上価値が高いものとして、花積貝塚、内牧塚内古墳群、神明貝塚、

つかさきいせき
塚崎遺跡の4遺跡が埼玉県重要遺跡に選定されています。



2-25 市内遺跡の分布

第2節 未指定文化財の概要と特徴

1 未指定文化財の状況

本市における未指定文化財については、第4章に記載するように、埼玉県及び市（旧春日部市、旧庄和町を含む）、関係団体などが実施した各種の調査によって把握されたもので、令和4年（2022年）4月現在で8,149件を数え、歴史資料や考古資料の把握が多くなっています。

種類		件数	備考
有形文化財	建造物	89	四ヶ村落煉瓦樋門 など
	絵画	3	阿弥陀如来画像 など
	彫刻	9	薬師如来立像 など
	工芸品	0	
	書跡	0	
	典籍	0	
	古文書	75	山田家文書 など
	考古資料	2,863	風早遺跡出土資料 など
	歴史資料	4,123	谷原濫觴記 など
無形文化財		4	桐たんす製作技術 など
民俗文化財	有形の民俗文化財	215	浜川戸浅間社の富士塚 など
	無形の民俗文化財	448	赤沼神社ほかのオビシヤ行事 など
記念物	遺跡	104	坊荒句遺跡 など
	名勝地	1	藤花園庭園
	動物・植物・地質鉱物	159	小沢河畔砂丘 など
文化的景観		1	中川左岸の散居集落
伝統的建造物群		0	
その他の遺産		55	方言、伝説 など
合計		8,149	

2-26 未指定文化財等の件数(令和4年4月現在)

2 種類別の概要と特徴

(1) 有形文化財

建造物については、社寺建築が多くを占めていますが、旧粕壁宿^{かすかべしゆく(じゆく)}や旧西宝珠花河岸の町^{にしほうしゅばなかし}並みに残された店舗や土蔵など、郊外の田園地帯に分布する農家住宅や水塚^{みづか(みづか)}など、また、地域の治水の歴史を物語る煉瓦製樋門^{れんがせいひもん}など多岐にわたります。

絵画については、室町時代後半頃の制作と推定される絹本着色阿弥陀如来像^{けんぼんちやくしよくあみだにょらいぞう}や、赤沼出身の洋画家である岩井弥一郎^{いらいちろう}画伯の作品、本市に隣接する松伏町にアトリエを構えていた日本画家の後藤純男^{ごとうすみお}画伯の作品などが確認されています。

彫刻については、10世紀以前の制作と推定される観音菩薩立像^{かんのんぼさつりゅうぞう}や鎌倉時代後期の制作と推定される薬師如来立像^{やくしにょらいりゅうぞう}などがあります。

古文書については、市史編さん事業に伴う調査をはじめ、郷土資料館の調査やその他の各種調査に伴って把握された諸家文書や社寺文書があり、その中には近世^{じかた}の地方文書や宿場関連文書、近代の商家文書などが含まれています。

考古資料については、国史跡「神明貝塚^{しんめいかいづか}」から出土した資料をはじめ、発掘調査などによって得られた資料がコンテナ換算で約 2,500 箱あります。また、市内各所に造立されている板石塔婆の所在も確認されています。

歴史資料については、石造物や社寺奉納資料、古写真、歴史的公文書など多様な資料を含んでおり、把握件数が多くなっています。

(2) 無形文化財

本市の伝統工芸品については、第1章第2節に記載のとおり、桐たんすや桐箱、押絵羽子板、麦わら帽子があり、それらの製作技術は、継承していくべきわざであるといえます。

(3) 民俗文化財

有形の民俗文化財については、農具を主として、衣食住や生業に関する用具が多く確認されているほか、獅子舞などの民俗芸能に関する用具や、富士塚などの信仰に関するものもみられます。

無形の民俗文化財については、コイ・フナなどの川魚料理やスミツカリ（スミツカレ）と呼ばれる^{はつうま}初午の郷土食、オビシャ（弓射ち）や初午祭、^{はつやま}初山など、衣食住や生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習や民俗芸能が把握されています。

(4) 記念物

遺跡については、前節で記載したとおり 104 か所の遺跡を確認しており、その中で史跡に指定されていない遺跡は 95 か所となります。また、周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されていない中世城館跡の伝承地が 6 か所あります。

名勝地については、国特別天然記念物「牛島のフジ」を含む^{とうかえん}藤花園庭園があります。

動物・植物・地質鉱物については、市が定める保存樹木のほか、小淵砂丘と藤塚砂丘といった河畔砂丘が把握されています。

(5) 文化的景観

中川沿いや江戸川周辺に、近世の新田開発や近代の治水対策に由来する農村風景が残されています。

(6) その他の遺産

地域に根付いた日々の暮らしや生業、信仰などを背景として成立したと推定される方言、伝説 52 篇などを収集しています。